

盛岡広域市町電子契約サービス導入及び提供業務委託に関する公募型プロポーザルに係る質問への回答について

盛岡市財政課契約検査課

本プロポーザルに係る仕様書等に対する質問がありましたので、次のとおり回答します。

質問		回答
実施要領	・「3 業務概要（5）提案上限額」及び「9 選定方法（2）評価項目及び配点表」 「見積書及び価格提案書の評価」（配点70点）について、以下3点について可能な範囲でご教示くださいますようお願いいたします。 1. 配点の内訳について：見積書の評価と価格提案書の評価の配点はそれぞれ何点となりますでしょうか。 2. 評価の方法について：見積書及び価格提案書の価格においては、最低価格の提案が最高評価となるのでしょうか。もしくは一定額を下回る価格の提案に対して一律で同じ評価となるのでしょうか。 3. 評価方法の違いについて：見積書の評価と価格提案書の評価において、それぞれ異なる評価方法や基準が設定されているのでしょうか。もしくは同一の評価方法や基準でしょうか。	1. 見積書の評価が35点、価格提案書の評価が35点となります。 2. どの価格が最高評価点となるかについてはお答えできませんが、一定の基準を下回る価格の場合は全て同一評価となります。 なお、極端に安価な価格の場合には、「実施要領10(3)エ」により失格となります。 3. 見積書の評価と価格提案書の評価は、それぞれ異なる基準による絶対評価となります。 なお、見積額及び提案額には、提案内容に要する費用を適切に計上してください。
	・「9 選定方法（2）評価項目及び配点表」審査項目「書類審査－見積書及び価格提案書の評価」 見積書及び価格提案書の評価方式（相対評価／絶対評価 等）について、ご教示いただくことは可能でしょうか。	価格の評価（見積書及び価格提案書の評価）については、絶対評価となります。 なお、見積額及び提案額には、提案内容に要する費用を適切に計上してください。
仕様書	・「12 動作環境」 「スマートフォン・タブレットについては、事業者の利用を想定しているため、契約相手方としての機能の利用が可能であること。」と記載いただいておりますが、本件については、盛岡広域市町との契約締結において事業者（契約相手方）が必要となる ・署名依頼通知の受信 ・署名操作の実施 ・契約締結後の署名済みデータの保存 上記操作について、単に「サービスが利用できる」だけでなく「サポートの対象内である」ということが必須という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 契約の相手方として必要となる操作について、スマートフォン・タブレットでの動作保証があり、ヘルプデスク等によるサポートの対象内である必要があります。

質問		回答
仕様書	「21 その他の提案事項 (2) システム間連携の実績と将来展望」	
	「※盛岡広域市町で使用しているシステム」として、「ぎょうせい（財務会計システム）」を記載いただいておりますが具体的なシステム名称をご教示いただくことは可能でしょうか。	「(株)ぎょうせい」の「財務会計システム」となります。
(別紙) 機能要件一覧表	「2 当事者型電子契約」	
	本機能については「提案する電子契約サービス」の機能として当該電子契約サービス単独で利用できるものであり、他サービスとの連携は含まないものという理解でよろしいでしょうか。	「他サービスとの連携」をどの程度の連携とされているのか不明ですが、本項目は任意項目ですので、単独での利用が可能であるのか、他サービスとの連携が必要であるのか、を含めて提案をお願いします。
	「電子認証局による審査を経た電子証明書」の対象範囲について確認させていただきます。 こちらの要件は、具体的にはJPKI（公的個人認証サービス）による電子証明書、および電子署名及び認証業務に関する法律第4条に基づき主務大臣の認定を受けた認証事業者が発行する電子証明書を指すものと理解しております。当事者署名型の電子署名においては本人確認の確実性が重要な要素となるため、上記2つの証明書が法的根拠と技術的信頼性の両面から適切であると考えておりますが、この理解で相違ございませんでしょうか。	「電子認証局による審査を経た電子証明書」とは、「電子認証局での本人確認を経て発行される電子証明書」の意味であり、電子証明書の種類（発行元の事業者）は問いません。 なお、本項目は任意項目ですので、ご質問にあるようなJPKI（公的個人認証サービス）や認定認証局発行の電子証明書を用いる機能がある場合は、それらを含めて提案をお願いします。
	「5 1者署名（電子交付）」	
	「公文書に自治体のみが電子署名して送付する場合など、1者のみの署名を可能とする機能を有すること」という要件について、「1者のみの署名」とは、署名者の数が1者に限定されるという技術的な機能要件を示していると理解しておりますが、その実装に際しては、利用方法や署名者数に関わらず、電子署名法第2条第1項に定める電子署名の要件（本人確認機能および改ざん検知機能）に準拠した電子署名を付与できる仕組みを優先的に採用するという理解で相違ございませんでしょうか。 つまり、単に「1者だけが署名できる」という機能的な制限を設けるのではなく、その1者による署名が法的に有効な電子署名として機能することを重視するという解釈で問題ないでしょうか	本項目は、処分通知の電子化を想定したものとなります。 したがって、ご認識のとおり、1者のみが署名できるように機能上の制限を設けるという趣旨ではありません。 また、1者のみの署名であっても、電子契約の場合と同様に本人性及び非改ざん性が担保される必要があります。